年の途中から課税事業者になった方用 本則課稅事業者用 税率区分表 (事業所得) 記入例 インボイス 登録日以降の売上中 登録日から期末までの金額 区分 非課税•対象外 登録日前の取引 登録日以降に支払った金額の内、登録日前のお仕事に掛る売上や支 軽減8% 10% 払が左の欄の金額に含まれている場合は、インボイスの対象外とな 1,543,542 1,543,542 収 売 りますので、この欄に金額を記載します。 税務署から届 非課税・対象外はこちらに記載します。 いた通知書に 記載されてい る登録日から 利用する方は収入権 闌の記載だけで大丈夫です 12月31日まで インボイス対象外 (80%控除)※2 インボイス(100%控除)※1 登録日以降の支払中 登録日から期末までの金額 非課税・対象外 の金額を集計 登録日前の取引 軽減8% 軽減8% 10% 10% します 179,146 321,546 110,00 32,400 インボイス対象外 (80%控除)※2 インボイス(100%控除)※1 各の支払由 区分 登録日から期末までの重 非課税・対象外 前月分の仕入代金110,000万円をインボイス 軽減8% 10% 軽減8% 10% 50 登録日後に支払、その支払時に経費計上した 50,000 租税公課 荷造運賃 水道光熱費 31,241 15,143 16.098 旅費交通費 15,243 15,24 通信費 36,142 12.18 23,958 広告宣伝費 6,739 21,354 10,000 48,245 10,152 接待交際費 損害保険料 4,720 4,720 修繕費 11,524 11,524 消耗品費 減価償却費 21,523 21,523 福利厚生費 給 料 賃 金 外注工賃 経 利子割引料 地代家賃 150.000 150.000 倒 取引先がインボイス業者以外の場合は、軽減8%・10%の区分に 取引先がインボイス業者、少額特例等の特例対象の取引は軽減 分けて、こちらの欄に金額を記載します。 (特例対象は除きます) 8%・10%の区分に分けて、こちらの欄に金額を記載します。 368,638 64,720 27,327 21,523 6.739 238,177

- ※1 インボイス制度後、1万円未満の課税仕入に対する「少額特例」対象はこちらに含めます
- ※2 支払相手先が「インボイス登録」を行っていない場合の「経過措置(80%控除)」はこちらに記載します